

令和4年度 水質検査計画

ひたちなか市水道事業所

目 次

1	基本方針	2
2	水道事業の概要	2
3	採水箇所	3
4	水質検査項目及び検査頻度	4
5	水道水中の放射性物質への対応	5
6	臨時の水質検査	5
7	水質検査の方法	5
8	水質検査の測定精度と信頼性保証	5
9	水質検査計画及び水質検査結果の公表	6
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	6
11	関係機関との連携	6
別紙	水質検査①～⑪	7～13

1 基本方針

ひたちなか市水道事業所では、「災害に強く安全でおいしい水の安定供給」を基本理念として、水道水の安全性を確保していくために、水道法令等に基づいた水質検査を行います。

- (1) 検査は、水道水（浄水）をはじめ、より安全を期すため、水源（原水）と浄水場の処理工程水についても行います。
採水箇所については「3 採水箇所」のとおりです。
- (2) 検査項目は、水道法により検査が義務付けられている水質基準項目に加えて、水質管理上留意すべきものとされている水質管理目標設定項目等です。
- (3) 検査頻度は、水道法で義務付けられている頻度を基本とし、水源の種類、検査する項目のこれまでの水質検査結果状況などを考慮して定めます。
(2)(3)については「4 水質検査項目及び検査頻度」及び「別表」のとおりです。

2 水道事業の概要

本市の水道水は、勝田地区においては那珂川表流水、那珂湊地区においては地下水を主な水源としています。また、水道用水供給事業者である茨城県中央広域水道用水供給事業から水道水を受水し、3水源体制で市内全域に安定供給しています。いずれの水源も比較的安定した良好な水質を保っており、これまでに配水した水道水は全て水道法の水質基準に適合しています。

また、市内へ水道水を供給する配水施設は「上坪浄水場」、「馬渡配水場」、「上ヶ砂配水場」の3箇所となっています。

(1) 給水状況（令和2年度末現在）

ア 行政区域内人口	154,057人
イ 給水人口	150,467人
ウ 普及率	97.7%
エ 1日最大給水量	54,782m ³

(2) 勝田地区浄配水施設概要

ア 施設名	上坪浄水場
イ 所在地	ひたちなか市大字市毛字上坪676番地1
ウ 水源	那珂川表流水
エ 浄水能力	37,100m ³ /日
オ 処理方式	凝集沈澱→急速ろ過→塩素消毒

(3) 那珂湊地区浄配水施設概要

ア 施設名	上ヶ砂配水場
イ 所在地	ひたちなか市阿字ヶ浦町1552番地1
ウ 水源	地下水及び県水
エ 浄水能力（地下水）	9,800m ³ /日
オ 処理方式（地下水）	塩素消毒→ろ過

3 採水箇所

(1) 水道水（浄水）

上坪浄水場給水栓及び各配水系統の多項目監視装置設置3箇所から採水します。

配水系統名	採水箇所
上坪浄水場配水系	上坪浄水場給水栓（水質試験室 浄水蛇口） 多項目監視装置（高場地内佐野コミュニティセンター）
馬渡配水場配水系	多項目監視装置（長砂地内長砂転作推進センター）
上ヶ砂配水場配水系	多項目監視装置（和田町地内漁村センター）

(2) 原水

上坪浄水場着水井，深井戸12箇所及び上ヶ砂配水場着水井から採水します。

水 源	採水箇所
那珂川	上坪浄水場着水井（水質試験室 原水蛇口）
地下水	深井戸（2号，8号，9号，10号，12号，13号，14号 15号，16号，17号，18号，19号） 上ヶ砂配水場 着水井

※原水の水質は，浄水処理及び浄水自体にも影響を及ぼす可能性があるため，定期的に検査します。主な原水汚染要因及び水質管理上注意する項目は次のとおりです。

水 源	原水汚染要因	水質管理上注意する項目
那珂川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨による濁り ・ 農薬の流入 ・ 濁水による塩分遡上 ・ 藍藻類の異常繁殖等による臭い物質の増加 ・ 水質汚染事故等による化学物質，糞尿の流入等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 農薬類 ・ 塩化物イオン ・ ジェオスミン ・ 2-メチルイソボルネオール ・ 油類，ホウ素，原虫等
地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質由来によるもの ・ 農薬の浸透 ・ 帯水層（浅部）水の浸透 ・ 水質汚染事故等による化学物質の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンガン ・ 農薬類 ・ 一般細菌，大腸菌 ・ ホウ素

(3) 処理工程水

上坪浄水場の浄水処理設備から採水します。

配水系統名	採水箇所
上坪浄水場配水系	上坪浄水場沈殿池流出管（水質試験室 処理水蛇口） 上坪浄水場ろ過池浄水渠（水質試験室 ろ過水蛇口）

4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 法令に基づき給水栓で行う検査 [別表 水質検査①, ②, ③参照]

ア 水質検査項目

a 水質検査①の水質基準51項目及び水質検査②, ③の各項目

イ 検査頻度

a 毎月行うもの

水質検査① 上坪浄水場給水栓及び各配水系統の管末3箇所を対象
として項目1, 2, 10, 21~31, 38, 42, 43, 46~51の計23項目の検査

(法令上毎月行うべきもの及び21~31〔消毒副生成物；法定回数は
年4回〕の省略は可能だが、水質の安全を確認するため毎月行う。)

b 2箇月に一度行うもの

上記対象において水質検査①の51項目から上記 a を除いた28項目

(過去の検出濃度等により法令上検査頻度を緩和できる項目〔法定
回数は年4回〕だが、水質が安定・良好であることを確認するた
め年6回行う。)

c 毎日及び常時行うもの

毎日検査…水質検査②の検査 (上坪浄水場出口)

常時監視…水質検査③の監視 (各配水系統の管末3地点)

(2) 水質管理上の必要性等から行う検査

[別表 水質検査④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪参照]

ア 水質検査項目

a 水質検査④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑩及び⑪の浄水処理工程における
適正な水質管理及び安全性等の確認のため行う水質検査項目

b 水質検査⑨のより良い水道水を供給するため水質管理上留意すべ
き水質管理目標設定26項目

イ 検査頻度

a 毎月行うもの

水質検査⑦ 上坪浄水場の処理水及びろ過水を対象

b 2箇月に一度行うもの

水質検査⑦ 上坪浄水場の原水を対象

水質検査⑩ 上坪浄水場着水井及び上ヶ砂配水場着水井を対象

c 6箇月に一度行うもの

水質検査⑧ 上ヶ砂配水場のろ過水を対象

水質検査⑨ 各施設における原水・処理水・浄水を対象

(ただし農薬類及びPFOS・PFOAは年1回)

水質検査⑩ 深井戸12井の地下水を対象

d 毎日及び常時行うもの

毎日検査…水質検査④, ⑤の検査 (水質検査②に併せて行う)

常時監視…水質検査⑥の監視 (水質検査③に併せて監視)

e 必要となる所要の頻度で行うもの

水質検査⑪…国の対策指針や県の指導項目等各施設の原水・浄水を対象

5 水道水中の放射性物質への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、厚生労働省が示した最新のモニタリング方法及び検査法に基づき、引き続き検査を行います。

- (1) 那珂川を水源とする浄水については、毎月行います。
(ひたちなか市市民生活部生活安全課所管)
- (2) 地下水を水源とする浄水については、3箇月に1回(※)行います。

※東日本大震災時の検査開始より放射性物質が不検出であり、厚生労働省から3箇月連続して不検出な場合、検査回数を減ずることができる旨を示されているため。

6 臨時の水質検査

次のような問題が発生した場合は、水道法に基づく臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理の過程に異常があったとき。
- (5) 定期検査により水質の異常が判明したとき。
- (6) 配水管等の水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (7) その他特に必要があると認められたとき。

7 水質検査の方法

水質検査は、自己検査及び国の登録を受けた検査機関へ委託して行います。水質基準項目についての検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目及びその他の項目についての検査方法は厚生労働省水道課長通知、上水試験方法（公益社団法人日本水道協会）等に基づいて行います。委託による検査は、水質検査表(1), (7), (8), (9), (10), (11)です。

8 水質検査の測定精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

厚生労働省が定めた水質基準項目等に係る水質検査方法により、原則として基準値等の10分の1の濃度の定量分析ができ、定量下限値付近の測定における変動係数(CV)が無機物では10%以下、有機物では20%以下を確保した水質検査を行うよう指導します。

(2) 信頼性保証

水質検査委託業者が受験する国及び茨城県が行う精度管理の評価試験について、その結果を受領し、水質検査の信頼性確保と保証について確認を行います。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、ホームページや水道事業統計年報にその内容を掲載します。

ホームページアドレス

<http://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/1004204/index.html>

1 0 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較・評価し、基準値等を超過した場合や過去の値と著しく異なる場合は、迅速に再検査を実施するとともに、原因の究明及び対応策を講じます。また各検査項目の結果や社会的要請等を考慮し、状況に応じて水質検査計画の見直しを行います。

1 1 関係機関との連携

安全で良質な水道水を供給し続けるため、水源において水質汚染事故等が発生した場合は、関係機関との連絡により情報交換を図りながら、適切な対応を行い安全で良質な水道水を供給します。

水源	浄水場	連絡体制等（事務局等）
那珂川	上坪浄水場	<ul style="list-style-type: none">・異常水質汚濁通報連絡要領による連絡体制 (関東地方水質汚濁対策連絡協議会)・茨城県緊急水質事案対策要領による連絡体制 (茨城県生活環境部環境対策課)・水質汚染相互連絡体制実施要領による那珂川水系 水質汚染相互連絡通報体制 (水戸保健所)・那珂川水系水道事業者連絡協議会による連絡体制 (水戸市水道部)

【本計画に関するご意見・問い合わせ先】

ひたちなか市水道事業所 工務課浄水場 水質係

〒312-0033 ひたちなか市市毛676-1

電話：029-272-6366

メール：jyosuijyo@city.hitachinaka.lg.jp

●法令に基づき給水栓で行う検査

水質検査① 浄水を対象とする水質基準項目検査（委託）

[検査箇所：上坪浄水場給水栓、各配水系統の管末3箇所]

項目No.	水質検査項目	基準値 (mg/L)	過去 3年間 最高値 (同左)	法定 検査 頻度 (回/年)	法定 検査 省略 可否	市 検査 頻度 (回/年)	備考	
基1	一般細菌	100個/ml	0	12	不可	12	病原生物 代替指標	
基2	大腸菌	不検出	不検出	12	不可	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可※1	6	無機物 重金属	
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	可※1	6		
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6		
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	4	可※1	6		
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満	4	可※1	6		
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.011	4	可※1	6		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4	不可※2	12		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.6	4	可※1	6		
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	4	可※1	6		
基13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	6	一般 有機物	
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	可※1	6		
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4	可※1	6		
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	可※1	6		
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	可※1	6		
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6		
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6		
基20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6	消毒副 生成物	
基21	塩素酸	0.6以下	0.14	4	不可※2	12		
基22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	不可※2	12		
基23	クロロホルム	0.06以下	0.014	4	不可※2	12		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4	不可※2	12		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	4	不可※2	12		
基26	臭素酸	0.01以下	0.001	4	不可※2	12		
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.032	4	不可※2	12		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.015	4	不可※2	12		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.01	4	不可※2	12		
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	4	不可※2	12		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	不可※2	12	着色	
基32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	6		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.10	4	可※1	6		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	可※1	6	味	
基35	銅及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	6		
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	20.7	4	可※1	6	着色	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.013	4	可※1	6		
基38	塩化物イオン	200以下	20未満	12	不可	12	味	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	86	4	可※1	6		
基40	蒸発残留物	500以下	210	4	可※1	6	発泡	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	可※1	6		
基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001	12	可※3	12	カビ臭	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000002	12	可※3	12		
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4	可※1	6	発泡	
基45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	可※1	6		
基46	有機物（TOCの量）	3以下	1.1	12	不可	12	味	
基47	pH値	5.8～8.6	8.3	12	不可	12		
基48	味	異常でない	異常なし	12	不可	12		基礎的 性状
基49	臭気	異常でない	異常なし	12	不可	12		
基50	色度	5度以下	1	12	不可	12		
基51	濁度	2度以下	0.2未満	12	不可	12		

法定検査省略可否における※印について

- ※1 過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下であるときは1年間に1回以上、10分の1以下であるときは3年間に1回以上とすることができる項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため1年間に6回の検査を行います。
- ※2 法定検査頻度は1年間に4回ですが、水質が安定し良好であることを確認するため、1年間に12回の検査を行います。
- ※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、藻類の発生状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるときは省略可能な項目ですが、水質が安定し良好であることを確認するため1年間に12回の検査を行います。

水質検査② 浄水を対象とする水質検査（自己検査）

[検査箇所：上坪浄水場給水栓]

水質検査項目	基準値	検査頻度
色度	5度以下	毎日
濁度	2度以下	毎日
消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	毎日

水質検査③ 浄水を対象とする自動水質監視装置による水質監視

[監視箇所：各配水系統の管末3地点]

水質監視項目	基準値	監視頻度
色度	5度以下	常時
濁度	2度以下	常時
消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	常時

●水質管理上の必要性等から行う検査

水質検査④ 浄水を対象とする水質検査（自己検査）

[検査箇所：上坪浄水場給水栓]

水質検査項目	基準値	検査頻度
味	異常でないこと	毎日
臭気	異常でないこと	毎日
pH値	5.8から8.6	毎日
塩化物イオン	200mg/L以下	毎日
アルカリ度	—	毎日
導電率	—	毎日

水質検査⑤ 原水、処理水、ろ過水を対象とする水質検査（自己検査）

水質検査項目	検査頻度		
	上坪浄水場		
	【原水】	【処理水】	【ろ過水】
色度	毎日	毎日	毎日
濁度	毎日	毎日	毎日
臭気	毎日	—	—
pH値	毎日	毎日	—
塩化物イオン	毎日	毎日	—
アルカリ度	毎日	毎日	—
導電率	毎日	毎日	—

水質検査⑥ 浄水を対象とする自動水質監視装置による水質監視

[監視箇所：各配水系統の管末3地点]

水質監視項目	基準値	監視頻度
水圧	150kPa以上	常時

水質検査⑦ 浄水処理工程水を対象とする水質基準項目等検査（委託）

項目 No.	水質検査項目	検査頻度 (回/年)			備考
		上坪浄水場			
		【原水】	【処理水】	【ろ過水】	
基3	カドミウム及びその化合物	6	12	12	無機物 重金属
基6	鉛及びその化合物	6	12	12	
基8	六価クロム化合物	6	12	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	6	12	12	
基32	亜鉛及びその化合物	6	12	12	着色
基33	アルミニウム及びその化合物	6	12	12	
基34	鉄及びその化合物	6	12	12	
基35	銅及びその化合物	6	12	12	
基37	マンガン及びその化合物	6	12	12	
基38	塩素イオン	6	12	12	味
基39	カルシウム, マグネシウム等	6	12	12	
基40	蒸発残留物	6	12	12	
基46	有機物 (TOCの量)	6	12	12	
基47	pH値	6	12	12	基礎的性状
基49	臭気	6	12	12	
基50	色度	6	12	12	
基51	濁度	6	12	12	
-	アルカリ度	6	12	12	
-	水温	6	12	12	茨城県 指導項目
-	アンモニア態窒素	6	12	12	

検査項目は、水質基準項目のうち上記17項目及び水質管理上有用な項目であるアルカリ度、水温、アンモニア態窒素としています。

水質検査⑧ 浄水処理工程に関する水質基準項目検査（委託）

項目 No.	水質検査項目	検査頻度 (回/年)	備考
		上ヶ砂配水場 ろ過機出口	
基1	一般細菌	2	病原生物代替指標
基2	大腸菌	2	
基3	カドミウム及びその化合物	2	無機物/重金属
基4	水銀及びその化合物	2	
基5	セレン及びその化合物	2	
基6	鉛及びその化合物	2	
基7	ヒ素及びその化合物	2	
基8	六価クロム化合物	2	
基9	亜硝酸態窒素	2	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2	
基12	フッ素及びその化合物	2	
基13	ホウ素及びその化合物	2	一般有機物
基14	四塩化炭素	2	
基15	1,4-ジオキサン	2	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	2	
基17	ジクロロメタン	2	
基18	テトラクロロエチレン	2	
基19	トリクロロエチレン	2	
基20	ベンゼン	2	
基21	塩素酸	2	消毒副生成物
基22	クロロ酢酸	2	
基23	クロロホルム	2	
基24	ジクロロ酢酸	2	
基25	ジブロモクロロメタン	2	
基26	臭素酸	2	
基27	総トリハロメタン	2	
基28	トリクロロ酢酸	2	
基29	ブロモジクロロメタン	2	
基30	ブロモホルム	2	
基31	ホルムアルデヒド	2	
基32	亜鉛及びその化合物	2	着色
基33	アルミニウム及びその化合物	2	
基34	鉄及びその化合物	2	
基35	銅及びその化合物	2	味
基36	ナトリウム及びその化合物	2	
基37	マンガン及びその化合物	2	着色
基38	塩化物イオン	2	味
基39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	2	
基40	蒸発残留物	2	発泡
基41	陰イオン界面活性剤	2	
基42	ジェオスミン	2	カビ臭
基43	2-メチルイソボルネオール	2	
基44	非イオン界面活性剤	2	発泡
基45	フェノール類	2	
基46	有機物 (TOCの量)	2	臭気
基47	pH値	2	
基48	味	2	基礎的性状
基49	臭気	2	
基50	色度	2	
基51	濁度	2	
-	アンモニア態窒素	2	

水質検査⑨ 水質管理上留意する必要がある水質管理目標設定項目検査（委託）

項目 No.	水質検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)					
			【原水】			【処理水】	【浄水】	
			上坪浄水場 着水井	深井戸	上ヶ砂配水場 着水井	上ヶ砂配水場 ろ過機出口	上坪浄水場 給水栓	管末3箇所
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002以下 (暫定値)	2	2	—	2	2	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	2	—	2	2	2
目8	トルエン	0.4以下	2	2	—	2	2	2
目9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	2	—	2	2	2
目10	亜塩素酸	0.6以下	—	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素	0.6以下	—	—	—	—	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下 (暫定値)	—	—	—	2	2	2
目14	抱水クロラル	0.02以下 (暫定値)	—	—	—	2	2	2
目15	農薬類 (除草剤, 殺虫剤及び殺菌剤)	1以下 ※	1	—	1	—	—	1
目16	残留塩素	1以下	—	—	—	2	2	2
目17	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	10以上 100以下	—	—	—	2	2	2
目18	マンガン及びその化合物	0.01以下	—	—	—	2	2	2
目19	遊離炭素	20以下	2	2	—	2	2	2
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3以下	2	2	—	2	2	2
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目22	有機物等 (KMnO4消費量)	3以下	—	—	—	2	2	2
目23	臭気強度 (TON)	3 TON以下	2	2	—	2	2	2
目24	蒸発残留物	30以上 200以下	—	—	—	2	2	2
目25	濁度	1度以下	—	—	—	2	2	2
目26	pH値	7.5程度	—	—	—	2	2	2
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 から 0	—	—	—	2	2	2
目28	従属栄養細菌	2000以下 (暫定値)	2	2	—	2	2	2
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	2	—	2	2	2
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	2	2	—	2	2	2
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	量の和として 0.00005以下 (暫定値)	1	—	1	—	—	1

注意・目標値は浄水を対象としたものです。また、項目No.の目4, 目6, 目7及び目11は欠番です。

- ・項目No.の目10, 目12は、浄水処理工程に二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。
- ・項目No.の目15農薬類は114種類の農薬について検査を行います。同項目の目標値※は各農薬の検出値と目標値の比の総和であり単位はありません。
- ・項目No.の目26及び目27の目標値に単位はありません。

項目No.の目28従属栄養細菌の目標値は、1mlの検水で形成される集落数です。

水質検査⑩ 原水を対象とする水質基準項目検査（委託）

項目No.	水質検査項目	検査頻度（回/年）		
		上坪浄水場 着水井	深井戸	上ヶ砂配水場 着水井
基1	一般細菌	6	2	6
基2	大腸菌	6	2	6
基3	カドミウム及びその化合物	6	2	6
基4	水銀及びその化合物	6	2	6
基5	セレン及びその化合物	6	2	6
基6	鉛及びその化合物	6	2	6
基7	ヒ素及びその化合物	6	2	6
基8	六価クロム化合物	6	2	6
基9	亜硝酸態窒素	6	2	6
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	6	2	6
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	6	2	6
基12	フッ素及びその化合物	6	2	6
基13	ホウ素及びその化合物	6	2	6
基14	四塩化炭素	6	2	6
基15	1,4-ジオキサン	6	2	6
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6	2	6
基17	ジクロロメタン	6	2	6
基18	テトラクロロエチレン	6	2	6
基19	トリクロロエチレン	6	2	6
基20	ベンゼン	6	2	6
基32	亜鉛及びその化合物	6	2	6
基33	アルミニウム及びその化合物	6	2	6
基34	鉄及びその化合物	6	2	6
基35	銅及びその化合物	6	2	6
基36	ナトリウム及びその化合物	6	2	6
基37	マンガン及びその化合物	6	2	6
基38	塩化物イオン	6	2	6
基39	カルシウム, マグネシウム等（硬度）	6	2	6
基40	蒸発残留物	6	2	6
基41	陰イオン界面活性剤	6	2	6
基42	ジェオスミン	6	2	6
基43	2-メチルイソボルネオール	6	2	6
基44	非イオン界面活性剤	6	2	6
基45	フェノール類	6	2	6
基46	有機物（TOCの量）	6	2	6
基47	pH値	6	2	6
基49	臭気	6	2	6
基50	色度	6	2	6
基51	濁度	6	2	6

注意 水質基準項目のうち上記39項目を行います。

水質検査⑪ 原水及び浄水を対象とするその他項目の検査（委託）

水質検査項目	検査頻度（回/年）					
	【原水】			【浄水】		
	上坪浄水場 着水井	上ヶ砂配水場 着水井	深井戸	上坪浄水場 給水栓	管末3箇所	上ヶ砂配水場 給水栓
指標菌検査	12	12	—	—	—	—
原虫（クリプトスポリ ジウム，ジアルジア）	4	4	—	—	—	—
アンモニア態窒素	6	6	2	12	12	—
全リン	2	—	2	—	—	—
残留塩素	—	—	—	12	12	—
放射性ヨウ素 放射性セシウム	—	—	—	12 ※	—	4

注意 ※は、ひたちなか市市民生活部生活安全課所管